

新型コロナウイルス感染症 クリチバ市による制限措置の延長(警報レベル2)

2021年1月22日

〈ポイント〉

1月22日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報レベル2（オレンジ）を延長し、1月27日まで継続することを決定しました。

〈本文〉

●1月22日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報レベル2（オレンジ）を1月27日まで延長することを決定しました。

●今回の政令発出に伴い、適用される主な制限措置は以下のとおりです。

1 実施・営業が禁止されるもの

(1) エンターテイメント・文化関連施設（ライブハウス、サーカス、劇場、映画館、博物館、美術館など）。

(2) 屋内のレセプション、パーティー、その他イベント実施会場。

(3) 見本市などを実施するための総合展示場、学会を実施する会議場。

(4) バーやナイトクラブ。

2 公園におけるスポーツ活動については、屋外にてマスク着用の上、対人距離を十分にとることを条件に実施可とする(日曜日は閉鎖)。

3 公有地及び私有地における広場や運動場における飲食物の販売及び消費を不可とする（コンドミノ内の共有スペースなども含む）。

4 23時から翌5時までの不要不急の外出、及び公共スペースにおけるアルコール飲料の摂取・販売を不可とする。

5 25人以上（14歳以下の子ども的人数は除く）が集まる親睦会などのイベントの実施を不可とする。なお、親睦会などのイベントを実施する場合は、同居する親族のみでの実施とする。

6 営業日・時間が制限されるもの

(1) 一般商店：9時～22時、月曜日～土曜日まで営業可。日曜日はデリバリー形式で22時まで。

(2) 美容室、スポーツジム、ペットサロンなど：22時まで、月曜日から土曜日まで営業可。日曜日は営業不可。

(3) ショッピングセンター：8時～22時、月曜日～土曜日まで営業可。日曜日はデリバリー形式で22時まで。

(4) レストラン・軽食堂：6時～22時、月曜日～土曜日まで営業可。日曜日はデリバリー形式で22時まで。

(5) パン屋：6時～22時、月曜日～土曜日まで営業可。日曜日は7時～18時まで。

(6) スーパーマーケット：6時～22時、月曜日～土曜日まで営業可。日曜日はデリバリー形式で22時まで。

7 50%の稼働率で実施・営業可能なもの

ホテルなどの宿泊業。

●上述規制措置に関する詳細情報については、以下のクリチバ市のウェブサイトからご確認ください。

※クリチバ市 新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト

<https://coronavirus.curitiba.pr.gov.br/>

※当該政令についての詳細

<https://www.curitiba.pr.gov.br/noticias/curitiba-segue-na-bandeira-laranja/57727>

(問い合わせ先)

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp